

令和元年第8回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 令和元年8月2日（金）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会（開 議） 令和元年8月2日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1 番 尾 崎      光 君 | 2 番 安 竹      正 君    |
| 3 番 光 岡 美 里 君    | 4 番 主 枝 幸 子 君       |
| 5 番 奥 村 富 士 雄 君  | 6 番 柚 木      喬 君    |
| 7 番 出 下      孝 君 | 8 番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9 番 大 田 直 樹 君    | 10 番 中        雅 洋 君 |
| 11 番 中 川 ゆかり 君   | 12 番 川 本 英 輔 君（議長）  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |              |
|----------------|--------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長          | 財 満 芳 洋 君    |
| 技            監 | 荒 木      勲 君 |
| 総 務 部 長        | 新 木 之 博 君    |
| 総 務 課 長        | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企画財政課長         | 車 地 孝 幸 君    |
| 産業建設課長         | 本 家 正 博 君    |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|--------------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

~~~~~〇~~~~~

## 8. 議事日程

### 議事

- 日程第1 「会議録署名議員の指名」  
日程第2 「会期の決定」  
日程第3 議案第35号 「町道天地川1号線外災害復旧工事請負契約の締結について」

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和元年第8回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時01分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和元年第8回坂町議会臨時会が開会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会の開会をお願いをいたしましたところ、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、1件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいますして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、10番中 雅洋議員、11番中川ゆかり議員、1番尾崎 光議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第35号「町道天地川1号線外災害復旧工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第35号、町道天地川1号線外災害復旧工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

本工事の施工箇所に対岸護岸につきましては、県が発注した災害復旧工事を株式会社伏光組が受注をいたしております。

このため、県の受注業者と契約することにより、準備期間の短縮による工期短縮や業者の混在を避けることによる事故防止等が見込まれるため、1億8,887万円です。株式会社伏光組と随意契約を締結することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事の工期は令和2年3月31日といたしております。

工事の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 町道天地川1号線外災害復旧工事の概要について御説明させていただきます。

お手元の資料により御説明いたします。

本工事は、平成30年7月豪雨により被災した町道天地川1号線外の兼用護岸などが崩壊したため、復旧を行う工事でございます。

工事予定箇所につきましては、資料に赤線でお示ししているところでございます。

まず、天地川1号線の工事概要ですが、宮前橋の下流側から本谷橋の約110メートル程度上流側までの復旧延長644.0メートル、張り出し歩道の復旧工255メートル、護岸復旧工といたしまして、コンクリートブロック積み工を609平方メートル、石積み工148平方メートル、アスファルト舗装工を1,370平方メートルでございます。

続きまして、大伴川の工事概要でございますが、天地川支川との合流点から町道西山5号線までの復旧延長126.5メートル、護岸復旧工といたしまして重力式擁壁工121立方メートル、石積み工13平方メートルでございます。

最後に、天地川2号線の概要ですが、天地橋の右岸側下流の護岸復旧工といたしまして、コンクリートブロック積み工を33平方メートル、現場打ちの防波ブロック工を14.0メートル、アスファルト舗装工が28.0平方メートルでございます。

工事につきましては、本工事箇所対岸の広島県が行います護岸復旧工事を株式会社伏光組が受注しておりますことから、町の災害復旧工事につきましても、県の受注業

者と契約を行うことで、先ほども町長からも御説明がありましたように、工期短縮等、あるいは工事作業中におけます事故発生のリスクの低減等が期待できることとなっております。

なお、工事期間中におきましては、近隣住民の方や車両で通行される方につきまして、御迷惑をおかけすることとなりますので、この辺は細心の注意を払って工事を進めてまいります。

工事着手につきましては、まず大伴川のほうより着手いたしまして、天地川本川につきましては、出水期後の10月中旬ごろより行うことを予定しております。そして、本年度3月末に工事のほうを完成させる予定でございます。

工事施工に当たりましては、受注者に対しまして安全対策などの指導を十分に行い、工事災害の防止に万全を期して事業のほうを推進してまいります。

以上で、町道天地川1号線外災害復旧工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 先日、災害復旧・復興委員会でも説明がありまして、一応その後、よく調査しました。その結果をちょっとお尋ねします。

大伴川の河川126.5メートルの領域、赤印が引いてあるところ、ここの件についてちょっとお尋ねします。

これが126.5メートルというのが、ちょっと位置的に詳細がわかりませんので、問題になるのが、この下の部分、赤色の線の下の部分、ここら辺が微妙なところなんですよ。微妙なというのが、川幅が狭くて、小川みたいな感じでいうような、そして着色されていない水色の細い線、ここら辺との合流点でもありますし、非常に重要なポイントになるんだらうと思うんです、災害時に。そこら辺で、この赤色の下の辺の部分はどうなるんか、これに含まれるんかどうかということを一応確認したいんです。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今、位置図のほうでお示ししております赤い部分につきましては、これらの区間を全て復旧するのではなく、この中で、いわゆる河川の護岸が今回の大雨によりまして崩壊して壊れている箇所について復旧するものでございます。

先ほど議員のほうから、この赤い線の下流側のほうのことだと思いますけど、この水色の線はどうなるのかというお話のほうがあったかと思うんですが、こちらにつきましては、天地川支川ということで、県のほうの災害復旧工事のほうに含まれるものと認識しております。その際も同様に、県の災害復旧工事におきましても、このたびの災害で被災しました施設について復旧するというふうに伺っておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） この前も質問したんですが、災害復旧工事ということで、復旧というのが主眼になって、もとのとおりに戻すということなんですが、非常にこの大伴川流域の河川は川幅が広がったり細かったりというようにいびつになっとるわけですね。そこら辺を今後どのように見直しをされて改修をしていくんかと、そのお考えをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、このたびの工事は災害復旧工事ということでございまして、被災した箇所の施設の復旧を行うこととしてございます。議員からの御指摘のように、本来といいますか、河川の改良工事につきましては、この部分だけではなく、上下流を含めて全体を見た上で断面の拡幅や、あるいは法線の是正などが考えられるところでございますが、昨今、こういったところも機をあるごとに国などのほうに事業の予算をいただけるように要望などに努めているところでございますけども、なかなか厳しいところが実態でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 天地川の1号線はいわゆる幹線道路なんで、工事中の交通規制、こういったものはどのようになるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

工事規制につきましては、極力通行どめ等が生じないように考えることが基本でござ

ございますけども、いかんせん、天地川1号線の特に広島呉道路よりも下流部分につきましては、狭いことも承知してございます。このため、このあたりは具体的に県と施工業者と我々と三者でこのあたりの詳細な計画を立てた上で、また地元のほうにお示ししたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 天地川2号線16.1メートル、この工事についての確認をさせていただきます。

ここをやれば、天地橋、早うやってくれやといういわゆる住民の要望が出てくるんじゃないかと思うんですが、当然、天地橋のほうは藤之脇7号線9.8メートルは別な工事ですよ、これ。だからこの天地橋との絡みをちょっと御説明ください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

橋梁部分につきましては、現在、下部工、いわゆる橋を支える下の部分になりますけども、こちらも含めて詳細な設計を行っているところでございます。このため、このたびの工事と切り離してございます。

また、橋梁の上部工などを行う際には、いわゆる橋げたを支えるための架設工というものが川の中を著しく阻害したりするおそれもあるということで、このたびの工事の中には含まれておりません。

町といたしましては、まず近傍にあります護岸のほうから施工いたしまして、ここも現在のところは大型土のうなどで応急措置を行っているところでございますので、まずこちらのほうを先に対応行って、その後、橋梁の下部工といったような形で、また順次工事のほうを発注していけたらというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） このたびの契約なんですけど、随意契約になってますね。これの、先ほど町長からお聞きしたんですけど、利点はもうちょっとあるはずですから、利点のほうをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず最初に、準備工、県が契約していらっしゃる業者さんと契約を行うことで、県のほうの工事は既に契約が行われてますので、新たに工事の現場ハウスを置く際の借地など、こういったものが不要になることで、準備期間というものが短縮できるかと思えます。

また、同じ業者と随意契約を行うことで、複数の業者が入った場合には、各事業者間で、ここを施工する場合、こちらの業者はこちらからやるとか、そういった事業者間が一者でできますので、こういったことの調整が不要になるということがございます。そういったことから、このたびの業者と随意契約を行うものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

以上で、日程は全て終了いたしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和元年第8回坂町議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきまして、原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

先週、梅雨明けが発表され、本格的な暑い夏が到来いたしました。皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和元年第8回坂町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午前10時19分）